

令和5年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その5)

議案第183号

町田市道路線の認定の承諾について

建設緑政局

議案第183号

町田市道路線の認定の承諾について

1 川崎市が承諾する区域

- (1) 区間 自 東京都町田市能ヶ谷一丁目90番3先
至 神奈川県川崎市麻生区岡上三丁目731番1先
- (2) 面積 6,922.37㎡

2 根拠法令

道路法【抜粋】

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条

- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

別 図



①



②



③



④



⑤



⑥



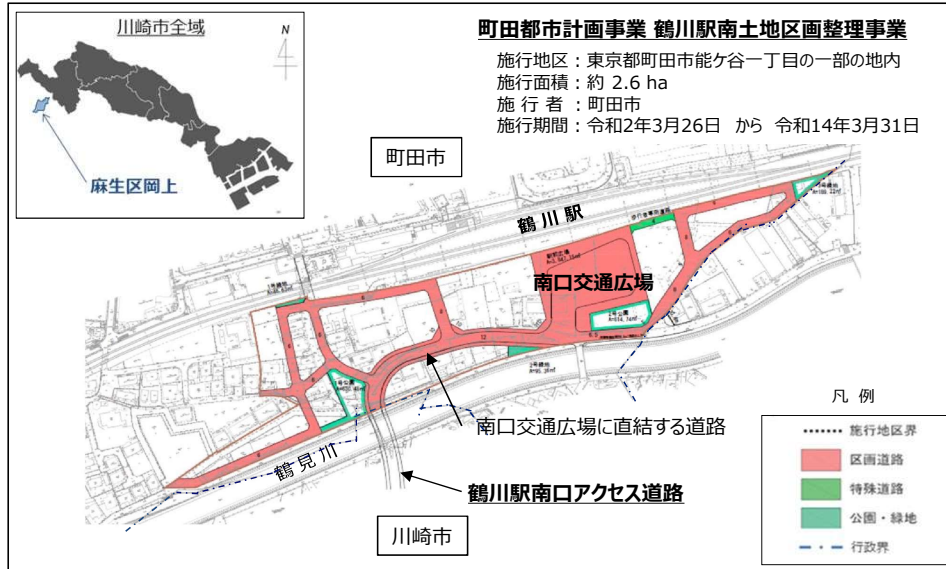
⑦



鶴川駅南口アクセス道路の整備について

1 鶴川駅南土地区画整理事業の概要

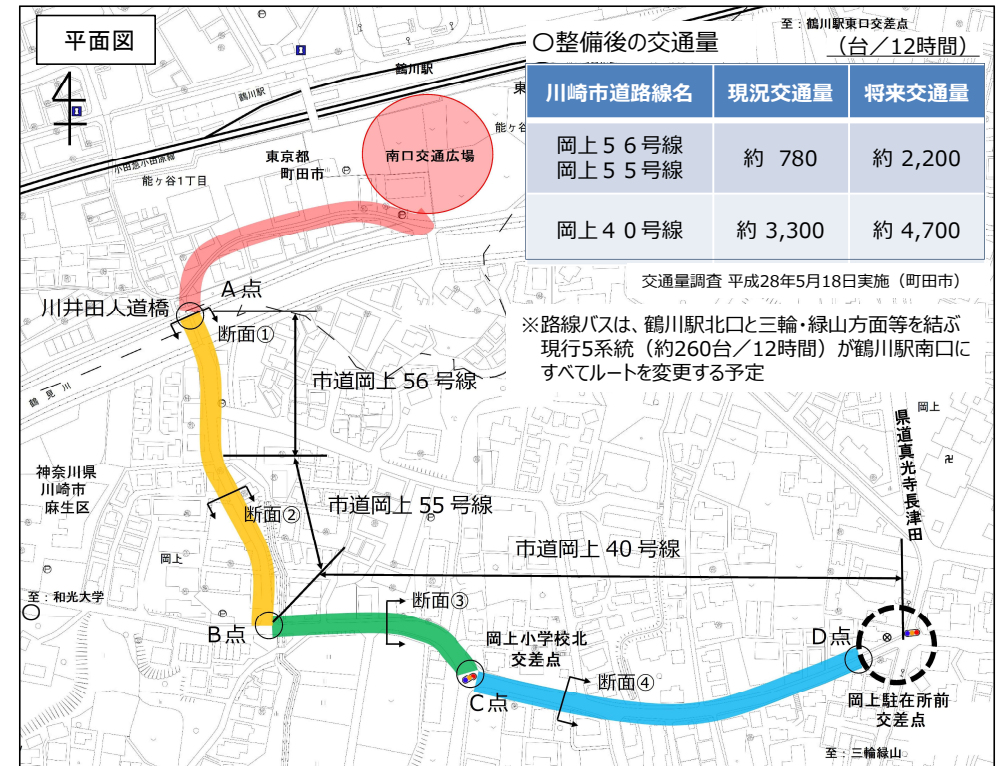
○ 麻生区岡上の最寄り駅となる小田急線鶴川駅周辺では、町田市が平成28（2016）年に公表した「鶴川駅周辺再整備基本方針」に基づき、安全で便利な交通と、快適で賑わいのある駅前空間の実現を目的とした、駅周辺の都市基盤整備の取組の一つとして、現在、駅南側では町田市による町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業（以下、区画整理事業という）が進められている。



(2) 両市における取組経過

- ・平成30年（2018）10月 町田市からアクセス道路整備事業について本市に協力を依頼
- ・令和元年（2019）8月 第1回 岡上地区の住民に対する説明会（町田市事業の概要について）
11月 第2回 岡上地区の住民に対する説明会（アクセス道路のルートについて）
- ・令和2年（2020）1月 川崎市議会まちづくり委員会報告
鶴川駅南口アクセス道路整備に関する町田市との協定締結について
「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に伴う鶴川駅南口アクセス道路の整備に関する協定」（以下、整備協定という）を両市で締結
3月 町田市が土地区画整理事業・事業計画決定の告示
- ・令和3年（2021）5月 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から説明会に代えて、岡上にお住いの皆さまへアクセス道路事業の資料を各戸配布
- ・令和4年（2022）5月 第3回 岡上地区の住民に対する説明会（整備内容、スケジュールについて）
- ・令和5年（2023）5月 第4回 岡上地区の住民に対する説明会（整備内容、スケジュールについて）
8月 町田市から道路法に基づく手続きについて本市に依頼

(3) 整備概要



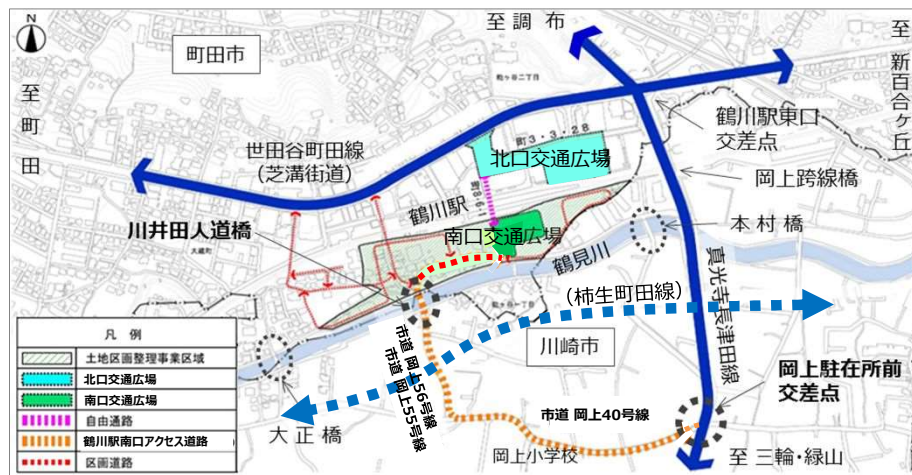
○ 整備協定におけるアクセス道路の整備主体、費用負担の考え方

区間	整備主体	費用負担
A点からD点	町田市	町田市
岡上駐在所前交差点	川崎市	川崎市

2 鶴川駅南口アクセス道路

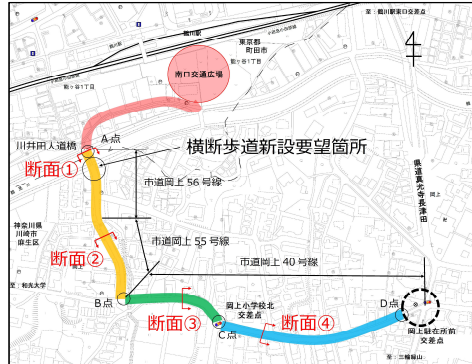
(1) 概要及び目的

○ 区画整理事業では、岡上方面からのアクセス向上を目的として、路線バスの発着機能を持った南口交通広場や、南口交通広場に直結する道路が整備される。この道路に接続する川崎市道岡上56号線、岡上55号線及び岡上40号線の安全で便利な交通機能の強化を図るため、町田市が主体となり「鶴川駅南口アクセス道路」（以下、アクセス道路という）の整備を行う。



鶴川駅南口アクセス道路の整備について

○平面図



区間	路線名	区間延長	現況幅員	計画幅員	整備内容など
A点～B点 (黄)	市道岡上56号線 市道岡上55号線	約200m	約6m	約12m	歩道新設、安全対策実施、人道橋架け替え
B点～C点 (緑)	市道岡上40号線 (西側)	約120m	約8.7m	約9.5m	一部拡幅、歩道新設、歩道改築、安全対策実施
C点～D点 (青)	市道岡上40号線 (東側)	約240m	約9m	約9m	安全対策実施

※岡上駐在所前交差点については、整備協定に基づき、アクセス道路へ路線バスが支障なく左折できるような交差点改良を川崎市が行う予定

○断面図

現況	断面①	計画

(4) 住民説明会 (第1回～第4回) における主な意見・要望及び両市の取組状況

※アクセス道路の整備は町田市の事業であることから、町田市が川崎市と連携しながら取組を行っている

	意見・要望など	取組状況など
①	アクセス道路 (特に通学路) の安全対策	・歩道の新生設及び歩道に横断抑止柵を設置 ・バス事業者等に制限速度遵守の徹底などを要望
②	市道岡上56号線内に横断歩道を新設	・現在の歩行者等の交通量調査を実施済 ・調査結果を基に横断歩道の必要性を整理し、交通管理者と協議
③	B点に信号を新設	・交通管理者が現段階では信号の設置は不要と判断したことから、注意喚起看板の設置や交差点カラー舗装化などの安全対策を検討 ・道路整備の進捗に合わせて交通環境を確認し、必要に応じ交通管理者と協議
④	既存周辺道路 (特に通学路) の抜け道対策	・道路整備の進捗に合わせて交通環境を確認し、必要に応じ交通管理者と交通規制について協議 ※規制には地元住民の方の同意が必要
⑤	川井田人道橋の架け替え期間中の対応	大きく迂回することなく通行できるよう対応を検討
その他	都市計画道路真光寺長津田線及び都市計画道路柿生町田線の整備	・第2次道路整備プログラム (計画期間令和11 (2029) 年度まで) において、事業着手予定はないと回答 ※今回のアクセス道路整備事業の一環である岡上駐在所前交差点の整備を好機と捉え、本市としても更なる渋滞対策に繋がる交差点改良を現在検討している。

3 今後のスケジュール (予定)

○ 今回、両市の道路管理者間で調整した結果、アクセス道路の整備に必要な区域が確定したため、町田市が整備を実施するうえで、町田市の市道路線として認定を行う必要があるが、本市の市域内における認定については、本市の認定承諾が必要である。

また、今回の認定区域については、すでに本市が道路認定している区域と重複するため、両市で道路の管理を効率的・効果的に実施するよう、当該道路区域の管理方法について協議を行う必要がある。

この認定承諾及び管理方法の協議にあたっては、道路法の規定により議会の議決が必要であるため、本市市議会令和5年第5回定例会に議案の提出を予定している。

・令和 5 (2023) 年11月	川崎市議会 (令和5年第5回定例会) に議案提出予定 ・町田市道路線の認定の承諾について ・重複して路線を認定する道路の管理の協議について
・令和 6 (2024) 年2月頃	町田市が町田市議会に議案提出予定 ・新規路線認定について ・重複して路線を認定する道路の管理の協議について
・令和 6 (2024) 年4月	重複して路線を認定する道路の管理に関する協定締結 道路法の手続き ・川崎市にて道路区域変更、町田市にて道路認定・区域決定 町田市が用地買収、工事着手
・令和 9 (2027) 年度	アクセス道路・南口交通広場供用開始
・令和 13 (2031) 年度	鶴川駅南口地区画整理事業完了